

陳 情	受 理 番 号	78	受 理 年 月 日	令和4年9月12日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	令和5年度福祉施策及び予算の充実について					

令和5年度福祉施策及び予算の充実について（陳情）

日頃から社会福祉事業の推進に特段の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は、昭和48年の創設以来、県内の民間福祉施設、団体、社会福祉協議会等で構成する組織として、国、県及び市町村の社会福祉施策の充実に向けて提言及び要請等の活動を進めてまいりました。

この度、貴市の令和5年度予算編成にあたり、別紙のとおり要請いたしますので、これらの実現のため特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本要請書は貴市長あてにも送付しておりますことを申し添えます。

また、貴議会における本要請の処理結果につきまして、本会会員への報告し、次年度以降の要請活動の参考とするため、文書にて御回答いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

令和5年度福祉施策・予算に対する要請書

令和4年9月

沖縄県社会福祉施策・予算対策協議会

1. 地域福祉関係予算の確保について

（予算関連、継続）

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核機関としての役割のもと、地域生活課題の解決に向け各種事業を展開するとともに、ボランティア活動や福祉教育の推進にも取り組んできた。

また、コロナ禍においては、逼迫する世帯への継続的な支援を行っており、地域住民の命と暮らしを守る、重要な社会インフラとしての役割発揮がより一層期待されているところである。

しかしながら、県内市町村社協の組織体制においては、正規職員の割合は21.7%（令和3年4月時点）と低く、全国平均の52.2%を大きく下回っていることや、行政等からの事業の受託契約の単年度契約が多く、十分な人件費の確保が難しく、非正規雇用で対応せざるを得ないことから、継続的な事業実施が困難である。

自己財源が乏しい社協にとって、市町村からの運営補助金の減額や委託・補助事業の単年度更新、終期設定等は、組織の運営に深刻な事態を生じさせるものであり、住民への福祉サービスに大きな影響を及ぼすことが必至である。

以上のことを踏まえ、貴市町村におかれては、社協活動の強化を図るため、国庫補助事業の積極的な活用等、地域福祉関係予算の確保に御理解いただき、職員の正規化と増員を図っていただきたい。

また、社協への委託事業等の複数年度化及び人件費相当分の拡充についても併せて支援をお願いしたい。

併せて、市町村圏域でのボランティア活動や福祉教育の取組みが推進されるよう、市町村社協が運営するボランティアセンターの事業実施体制の強化に必要な予算確保に取り組んでいただきたい。

2. コミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員の配置について

（施策関連、継続）

地域においては、8050 問題等の複合課題への対応をはじめ、ひきこもり、社会的孤立など、既存の制度だけでは対応できないケースやコロナ禍等で顕在化した生活困窮者の課題を受け止め、解決に導く仕組みづくりが改めて求められている。

これらの課題に対応するため、市町村社会福祉協議会ではコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体と連携し、解決に向けた取り組みを進めている。

県の「第2期 沖縄県地域福祉支援計画」においては、「コミュニティソーシャルワーカーの重要性を周知するとともに、コミュニティソーシャルワーカーの配置促進に向け、市町村に対し活用できる国庫補助メニュー等の情報提供など技術的支援を行う」とされている。

また、県内市町村社協では、コミュニティソーシャルワーカーの配置が、28市町村（103人）にとどまり、配置職員の48.5%は複数業務を兼任、59.2%が非正規雇用である等、十分な体制となっていないのが現状である。

については、市町村社協におけるコミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員を配置し、地域における包括的支援体制の整備を図っていただきたい。

なお、同ワーカーの配置に関しては、既存の国庫補助事業の積極的な活用を御検討いただきたい。

3. 重層的支援体制整備事業の積極的活用について

（施策関連、継続）

昨今、地域においては複合的な課題を抱える世帯や、制度の狭間、社会的孤立など、複雑・多様化した課題が深刻化している。

国においては、このような地域生活課題に対応する体制づくりを進めるために、社会福祉法において、住民や福祉事業者、相談支援機関、行政等の責務を明確に位置付け、あらゆる関係者と連携・協働した支援体制として、「市町村における包括的な支援体制（社会福祉法第106条の3）」の構築を目指している。

その具体的な施策として「重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）」が創設された。同事業で示された「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の取り組みは、従来から社会福祉協議会が取り組んできた住民主体の支え合い活動の推進や、コミュニティソーシャルワークの実践と重なるものである。

については、貴市町村における包括的な支援体制の推進に向け、「重層的支援体制整備事業」及び「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の積極的な活用をお願いするとともに、当該事業の実施にあたっては、各市町村社会福祉協議会へ事業の一部委託等、十分な連携がなされるようお願いしたい。

4. 「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」の拡充について

（予算関連、継続）

災害発生時、被災地の社会福祉協議会は、自治体との協議の上、社協、地域住民や地域の各団体・機関等と協働して災害ボランティアセンター（災害VC）の運営に取り組んでいる。災害復旧を行う中で、災害VCの活動による支援は必要不可欠なものとなっている。

災害VCに係る経費については、令和2年8月28日付け内閣府事務連絡にて、公助による救助の円滑化・効率化を図るため、被災自治体の実施する救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保に要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象としている。

国においては、災害発生時に災害VCを設置・運営する具体的な手法を習得することを目的に「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」を実施しているが、令和3年度時点では県内で実施している市町村は無い状況である。

また、同事業の実施に際しては、人口区分に応じた国庫補助基準額が設定されているが、当該基準額では十分に事業を推進することができない。

については、災害発生に備え、市町村社協が円滑な災害VCを設置・運営できるよう、同事業を積極的に御活用いただくとともに、市町村の状況に応じて補助をお願いしたい。

また、災害発生時に円滑に被災者支援を行うために、市町村社協と市町村との間で災害VCの設置・運営に係る業務や費用負担等を明らかにした協定締結をお願いしたい。

5. 総合的な権利擁護体制の整備について

（予算関連、継続）

本県においては、認知症高齢者の増加や障害者の地域生活移行の進展等を背景に、今後も成年後見制度及び日常生活自立支援事業等が必要な方々の増加が見込まれるなど、権利擁護の体制づくりが急務の課題となっている。

しかし、本県における成年後見制度利用促進の取り組みにあっては、令和4年3月末時点で、市町村促進計画の策定は10市町村、中核機関の設置は3か所に留まっている。

また、日常生活自立支援事業においても、今後も利用者の増加が見込まれることから、

事業実施体制の強化が必要である。

このようなことから、成年後見制度の利用促進や福祉サービス利用援助事業の実施など、市町村段階における切れ目のない権利擁護の体制づくりが必要である。

については、成年後見制度の利用促進に向けた計画策定や中核機関の設置、法人後見の実施体制の拡充を講じていただきたい。

また、「福祉サービス利用援助事業」の実施等、貴市町村の実情に応じた総合的な権利擁護体制の充実強化を図っていただきたい。

6. 民生委員・児童委員のなり手確保の取り組みについて

（施策関連、継続）

本県の民生委員充足率は令和4年4月1日現在80.4%で、全国の充足率95%（令和元年改選時）と比較するとかなり低い状況が続いている。

欠員が生じている地域においては、担当区域外の民生委員・児童委員がカバーし対応しているが、過重負担となっている。

また、今年12月には一斉改選を迎えることから、県民生委員児童委員協議会及び各市町村民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員制度や活動について広報誌等による周知広報を行っている。県及び各市町村行政においても、広く県民に周知広報する等、なり手確保に向けた施策の更なる強化・推進が必要である。

については、市町村の広報事業等を通して地域住民の理解促進を図っていただきたい。

また、行政職員・教職員の退職予定者や、児童館職員や福祉施設従事者等の現役世代等への働きかけや地域の商工会の会員等への周知、そして県外の各市町村等にて取り組まれている将来のなり手の育成を目的とした協力員制度の創設等、取り組み強化に努めていただきたい。

7. 民生委員・児童委員への行政からの情報提供について

（施策関連、継続）

民生委員・児童委員は、守秘義務を有しており、行政として活動に必要な個人情報の提供を行うことに問題がないことは、消費者庁や厚生労働省が示しているところである。

近年、頻発している地震、台風、豪雨災害の発生時における支援が円滑に行えるように、要援護者等の情報が必要である。

については、住民の福祉に有益である場合においては、民生委員・児童委員の求めに応じ、高齢・障がい・ひとり親・災害時要援護者など様々な支援対象者の個人情報が迅速かつ適切に提供されるよう、市町村の個人情報保護審査会への付議や個人情報保護条例において提供先として明確化するなどの対応をお願いしたい。

8. 民生委員・児童委員活動費及び民生委員児童委員協議会運営費の確保について

（予算関連、継続）

地域住民の生活課題の多様化及び複合化や地域における関係性の希薄化などを背景に、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加している。

これからの地域共生社会の実現に向けては、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動はますます重要性が増し、民生委員児童委員協議会の機能強化が一層求められてくる。

このような社会の要請に応えるためにも、十分な民生委員・児童委員個人としての活

動費及び市町村民生委員児童委員協議会の運営費が必要不可欠である。

については、市町村独自の民生委員・児童委員の活動費および県内各市町村民生委員児童委員協議会への運営費の確保について特段の配慮をお願いしたい。

9. 軽費老人ホーム（ケアハウス）の生活費改定の取り扱いについて

（予算関連、新規）

「沖縄県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」において生活費（月額）の上限額が一人あたり 42,490 円に設定されている。しかし、この月額上限については、平成 20 年 6 月 1 日施行の「軽費老人ホームの利用料に係る取扱指針」で決定されて以降、本県においては改定がなされていない。県の取扱基準には『上限設定にあたっては、経済状況、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し設定する。』とされているが、消費税増税の際にも月額上限の引き上げは行われていない。

令和元年には厚生労働省より「消費税率の引上げに伴う『老人保護措置費支弁基準』及び『軽費老人ホーム利用料等取扱基準』の取り扱いについて」として、取扱基準を適切に改定いただきたいとの通知が出ており、他県においては消費税増税に伴う月額上限の引き上げが行われている。

については、これまでの消費税増税や昨今の社会情勢、物価上昇も踏まえ、生活費の月額上限を引上げていただきたい。

10. 地域包括支援センターの人員体制の充実・強化について

（予算関連、継続）

地域包括支援センターの業務内容は、包括的支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業等の広範囲に渡っており、職員の業務過重となっている。

このことから市町村は、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（令和 2 年 5 月 29 日付／厚生労働省老健局振興課長通知）に基づき、評価結果を踏まえて、今後の各センターの機能強化策（委託費予算及び定員要求等）を検討することが求められている。

また、令和 3 年度沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会が実施した調査によると、会員センターから居宅介護支援事業所に対して、介護予防マネジメント（予防プラン作成）業務委託が全体の 4 割にも満たないことが明らかとなり、既存の職員の更なる業務負担となっている。

については、当該通知に基づき実施した管内センターに対する事業評価を踏まえ、職員体制の充実等センターの機能強化が図られるよう、必要な予算措置を講じていただきたい。

11. 重度障害者等就労支援特別事業の実施について

（施策関連、新規）

これまで、福祉施策における障害福祉サービス等では、制度上、就労の際の外出支援や身体介護などを提供することは認められていなかったが、国により令和 2 年 10 月に、福祉施策と雇用施策が連携して重度障害者が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護、代筆・代読等のコミュニケーションなどの支援を行う「重度障害者等就労支援特別事業」が市町村の実施可能な新たな福祉サービスとして、地域生活支援事業に位置付けられている。

については、障害者の就労機会の拡大を図るため、重度障害者等就労支援特別事業を実

施していただきたい。

12. 救護施設の処遇改善について

（予算関連、新規）

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、障害分野は「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」、介護分野は「介護職員処遇改善支援補助金」の交付が県において実施されているが、救護施設は対象外となっている。

救護施設には障害者や高齢者が入所しており、介護に携わる職員が居るにも関わらず、救護施設が当該制度の対象外となっていることから、救護施設に勤務する職員の給与を上げることができない。救護施設運営法人においては、他の障害者支援施設・高齢者施設とで給与格差が生じており、救護施設に異動したことに伴い給与が下がったため退職する職員が出てくる等、人事異動にも支障が出ている。

については、救護施設においても障害者支援施設や高齢者施設と同等の処遇改善が行えるよう国に対して必要な財源確保の要請をお願いするとともに、県においても必要な予算措置を講じていただきたい。

13. 障害者等緊急一時保護事業に係る委託料について

（予算関連、新規）

現在、障害者等緊急一時保護事業を受託している事業所が虐待等により緊急保護が必要な障害者を入所施設で受け入れる際の委託料について、障害者福祉サービス短期入所の報酬と同額としている市町村がある。しかし、要保護者の中には、行動特性上、集団処遇が難しいケースや事前に要保護者の情報が全くないケースもある。その場合、受入施設では、職員を常時マンツーマン体制で置き情報収集する等、個別の対応が必要となるため、短期入所の報酬では対応が困難である。

については、障害者等緊急一時保護事業に係る委託料については、短期入所と同額の報酬を基本報酬とし、加えて、関わりや環境等特別に配慮が必要な場合や本人及び他者へ危害を加える恐れのある場合等の要保護者の緊急受入時には、個別対応に係る加算（人件費）として予算を確保していただきたい。

14. 母子及び父子家庭等医療費助成制度の実施について

（施策関連、新規）

「母子及び父子家庭等医療費助成」は、ひとり親世帯等の親にとってより重要な制度となっている。しかし、児童扶養手当と同様に子どもが18歳に達した以後の最初の3月末日で、適用されなくなる。子どもが18歳に達するという時期は、進学等で金銭的負担も大きくなり、そうした中で医療費助成も適用されなくなると、受診控えにつながる可能性もある。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」における児童の定義は、「20歳に満たない者をいう」となっており、未だひとり親家庭であるにもかかわらず、医療費助成については、沖縄県では適用されない。

については、ひとり親家庭で子どもが20歳になるまで医療費助成を引き続き適用していただきたい。

15. 幼稚園や認定こども園における支援員（職員）の配置について

（施策関連、新規）

幼稚園や小中学校において、「通常の学級に在籍する発達障がい児童生徒への対応の充実を図ること」等を目的に特別支援教育支援員に関する地方財政措置が平成19年度より図られてきた。

また、認定こども園においても職員加配により、配慮の必要な子の受け入れを実施している園もある。

しかし、支援員の配置や加配がないため、児童福祉施設から幼稚園や認定こども園へ通園予定である児童において、同じ年齢児でも入園ができない児童がいる。

子ども達が等しく教育・保育を受ける機会を確保するため幼稚園や認定こども園における、支援員の配置や職員加配をお願いしたい。

16. 保育士確保対策について

（施策関連、新規）

待機児童解消に向けて、各市町村で施設整備を進め、受入枠は一定程度充足しているが、急激な受入枠増に対応する保育士の確保ができず、令和4年4月現在、406人の保育士が不足しており、多くの保育園で定員割れが生じている。

保育士の人材確保にむけ、保育施設と共に県・市町村も責任をもって積極的な施策を行っていただきたい。

市町村によっては、待機児童の解消が図られていないにも関わらず、国や県が打ち出している保育士確保施策メニューの市町村負担分を予算化できない（しない）とし、保育士確保に積極的に取り組んでいただけていない市町村もある。

については、保育士確保にむけ、県が行っている県外保育士誘致事業に係るすべてのメニュー(保育士宿舍借り上げ支援事業等)を積極的に活用していただきたい。

17. 柔軟な利用定員の見直しについて

（施策関連、新規）

待機児童解消に向けて、各市町村で施設整備を進め、受入枠は一定程度充足しているが、急激な受入枠増に対応する保育士の確保ができず、令和4年4月現在、406人の保育士が不足しており、多くの保育園で定員割れが生じている。

さらに、0～1歳児の利用については全国的にも減少傾向にあり、定員割れを起こしている保育所が多くある。

他県においては、定員変更・定員弾力化による給付単価の増により、保育所運営の安定を図っているケースもある。

については、保育園が安定して運営できるよう、法人と県・市町村で綿密な連携をとり、実情に合わせて利用定員を柔軟に変更できるようにしていただきたい。